

住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民票の写し等の不正取得が行われた場合において、本人にその旨を通知することにより、本人の権利及び利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民票の写し等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票（消除及び改製されたものを含む。以下同じ。）の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）並びに戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍一部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）、戸籍記載事項証明書（除かれたもの及び改製されたものを含む。）及び届書の記載事項証明書をいう。
- (2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、交付を受けることをいう。
- (3) 本人 住民票の写し等の交付請求書又は申出書（職務上請求書を含む。以下同じ。）に交付請求対象者として記載された者をいう。
- (4) 特定事務受任者 弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。
- (5) 職務上請求書 特定事務受任者が所属する団体が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

(本人への通知)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人に不正取得の事実を通知するものとする。ただし、不正取得をされた住民票の写し等に係る交付請求書が又は申出書が保存年限を経過し廃棄されているとき又は死亡その他の理由により本人に通知できないときは、この限りでない。

- (1) 住民票の写し等を取得した者が、住民基本台帳法第46条第2号又は戸籍法第135条若しくは第136条の規定に該当する不正取得を行ったことが明らかになった場合

(2) 国、県その他関係機関の通知等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用して不正取得を行った事実が明らかになった場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長がこれらの場合に準ずると認めた場合

2 前項の規定により通知する項目は、次のとおりとする。

(1) 請求者又は申出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地）

(2) 請求又は申出の種別及び通数

(3) 本人の本籍又は住所

(4) 本人の戸籍の筆頭者又は本人の属する世帯の世帯主の氏名

(5) 利用目的に関する事項

(6) 交付年月日

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(通知方法)

第4条 前条の規定による通知は、書面により行うものとする。

(通知後の対応)

第5条 市長は、第3条の規定による通知を受けた本人から、不正取得に係る相談があった場合は、次に掲げる対応を行うものとする。

(1) 不正取得を行った特定事務受任者が所属する団体の相談窓口の案内

(2) 人権侵害又は財産的な被害が疑われる事案が発生していると本人が判断した場合には、法テラス等の相談機関の案内

2 前項の対応は、民生局地域支援部窓口サービス課において行うものとする。

(不正取得した特定事務受任者の所属団体への改善要請)

第6条 市長は、住民票の写し等を不正取得した者が特定事務受任者であるときは、当該特定事務受任者が所属する団体に対し、必要に応じて再発防止のための取組を要請するものとする。

(事実の公表)

第7条 前条の規定による要請を行った場合は、当該要請に係る不正取得に関して次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 証明書の種別、通数及び交付年月

(2) 利用目的に関する事項

(3) 不正取得した者が所属する団体への改善要請の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、不正取得の説明のために特に必要と認められる事項

(住民票発行履歴の照会に対する情報提供)

第8条 本市の住民基本台帳に記載されている者は、住民票の写しに限り、次

の各号のいずれかの書類を提示した上で、過去1年間分の発行履歴について照会することができる。

(1) 運転免許証又は運転経歴証明書

(2) パスポート

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

(4) 在留カード又は特別永住者証明書

(5) その他照会者本人であることを証する書類

2 市長は、前項の照会を受けた場合は、本人確認をした上で、発行履歴から交付件数と発行日を口頭により情報提供するものとする。

3 第1項の照会は、民生局地域支援部窓口サービス課において行うものとし、任意代理人からの照会又は電話若しくは郵送による照会は受け付けないものとする。

（保有個人情報開示請求の案内）

第9条 前条の規定により情報提供を受けた本人から住民票の写し等に係る交付請求書又は申出書の内容を確認したいとの申出があった場合は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報の開示請求を案内するものとする。

（運用状況の公表）

第10条 市長は、この要綱の運用状況について、年度終了後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 不正取得された事実が明らかになった事案（以下「不正取得発覚事案」という。）の有無

(2) 不正取得発覚事案がある場合は、当該不正取得発覚事案に係る証明書の発行件数、通知後の対応状況等

(3) 第8条の規定による情報提供の件数及び当該情報提供を受けた者が保有個人情報開示請求に至った件数

（その他の事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、民生局地域支援部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(見直し規定)

- 2 この要綱は、その運用状況を勘案し、この要綱施行の日以後5年以内に見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月5日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 住民基本台帳カード（この要綱の施行の前日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（以下「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。）に係る改正前の住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務に関する要綱第8条第1項第3号の適用については、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。